

令和4年門審第36号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官甲斐繁利出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年11月11日07時48分

大分県長田漁港南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	2.6トン	1.2トン
登 録 長	9.96メートル	7.00メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	169キロワット	
漁船法馬力数		35

3 事実の経過

Aは、船体後部に操縦区画を設け、同区画中央に舵輪を、その右舷側に機関遠隔操縦レバーをそれぞれ装備した、まぐろ養殖漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和3年11月11日07時40分長田漁港を発し、同漁港南東方沖合の養殖場に向かった。

a受審人は、舵輪後方に立った姿勢で操縦に当たり、07時45分少し前浅海井港久保沖防波堤灯台（以下「浅海井港灯台」という。）から087度（真方位、以下同じ。）1.35海里の地点で、針路を目的の養殖施設に向く134度に定め、機関を全速力前進に掛けて13.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵により進行した。

a受審人は、針路を定めたとき、正船首1,300メートルのところにBを初認し、07時46分浅海井港灯台から095度1.55海里の地点に達したとき、同船が正船首800メートルのところとなり、Bがほとんど移動しないことから漂泊中と分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、鳥が群れる左方の養殖施設を見ることに気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航し、07時48分

浅海井港灯台から103度1.9海里の地点において、Aは、原針路及び原速力で、その船首部がBの右舷中央部に前方から89度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南南西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、船体後部に操縦区画を設け、同区画中央に舵輪を、その右舷側に機関遠隔操縦レバーを、舵輪の前方右舷側に魚群探知機一体型のGPSプロッターをそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えた、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人が1人で乗り組み、操業の目的で、船首0.2メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、同日05時00分大分県佐伯港を発し、長田漁港南東方沖合の漁場に向かった。

b受審人は、05時40分漁場に到着して操業を行った後、07時00分衝突地点付近に移動し、船首を南西方に向け、機関を停止して漂泊を開始した。

b受審人は、船尾甲板右舷側に腰を掛けた姿勢で操業を再開し、07時45分少し前ほぼ右舷正横1,300メートルのところにAを初認し、07時46分衝突地点で、船首が225度を向いていたとき、同船が右舷船首89度800メートルのところとなり、その後自船に向首して衝突のおそれがある態勢のまま接近するのを認めたが、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかった。

こうして、b受審人は、漂泊を続け、Bは、船首が225度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に擦過傷を生じ、Bは右舷中央部外板

に亀裂等を生じたが、後に修理され、b 受審人が左肩頸部打撲症を負った。

(航法の適用)

本件は、長田漁港南東方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係について規定した条文がないので、本件は、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、長田漁港南東方沖合において、航行中のAが、動静監視不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、長田漁港南東方沖合において、養殖場に向けて航行中、前路にBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、鳥が群れる左方の養殖施設を見ることに気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中の同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Bを避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、長田漁港南東方沖合において、操業のため漂泊中、自船に向首して衝突のおそれがある態勢のまま接近するAを認めた場合、機関を使用して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けてくれるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自身が負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年9月28日

門司地方海難審判所

審判官 上 田 容 之